第1508回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　　時　令和６年３月21日　木曜日
　　開会　９時00分　　閉会　10時10分

２　場　　所　京都市総合教育センター　第１研修室

３　出 席 者　教　育　長　　稲田　新吾
　　委　　員　　奥野　史子
　　委　　員　　笹岡　隆甫
　　委　　員　　野口　範子
　　委　　員　　松山　大耕
　　委　　員　　石井　英真

４　欠 席 者　なし

５　傍 聴 者　なし

６　議事の概要

（１）　開会
　９時00分、教育長が開会を宣言。

（２）　前会会議録の承認
　第1507回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要

ア　議事
　議案14件

イ　非公開の承認
　議案３件については、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第３条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ　非公開の宣言
　教育長から、議案３件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ　議決事項

議第46号　京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　近藤　学校指導課長）

本議案については、管理運営規則の改正により、小中学校つまり義務教育学校に、企画推進主任という主任を設置できるようにするものである。

資料の１「規則改正の趣旨」について御説明する。本市の小中学校においては、学校ごとに学校教育目標や育成したい資質・能力を定めたうえで、義務教育９年間という連続性のもとで捉え、計画的・系統的な教育課程を編成して小中一貫教育に取り組んでいる。そのうえで、９年間を４－３－２制や、５－４制といったステージに分け、長い学校生活における区切りとするとともに、学習指導や生徒指導、学校行事を、ステージを単位として行うことなどによって、児童生徒のリーダーシップや自己有用感の涵養に努めている。

各小中学校では、学校規模や教員数によって異なるが、こうしたステージを統括する教員を配置するなどして、各ステージの教育活動の企画や運営、学年主任のサポートを行っている。ステージに属する学年の学年主任のうち一人がこうした役割を担っている学校もあるが、学年主任とは別にそれらを統括する役割として置いている学校もある。後者の場合、現行制度では、各学年の学年主任は「主任」であり、教育業務連絡指導手当、いわゆる主任手当の対象となるが、その学年主任らを統括する教員は「主任」ではなく、主任手当の対象ともなっていない。

こうした状況を見直し、ステージを統括する教員が、より一層自覚とやりがいを持って職務にあたることができるようにするのが今回の規則改正の趣旨である。具体的には、第１７条第２項として、「小中学校には、企画推進主任を置くことができる」という規定を追加する。各校によって教員体制や校務分掌が異なることから、「置くことができる」とし、任意設置の主任としている。また、主には、先ほど説明したようなステージを統括する役割の教員を想定しているが、その他の小中一貫教育に関する小中学校特有の業務を担う役割の教員を、対象とし得る規定とするため、規則上は「企画推進主任」として設置し、今後、各校の校務分掌において担うこととなっている職務内容を踏まえて「企画推進主任」に該当するかの判断を行う。

校長が企画推進主任の任命を行うにあたっては、事前に教育委員会に協議することとしているため、担当である学校指導課において、その学校でのその分掌が「企画推進主任」にあたるのか否か、また、「企画推進主任」にあたるとした場合、人選が適切か否かについて校長と協議していく。

なお、「企画推進主任」という名称については、同様の趣旨で高等学校に従来から設置している主任と同じものとする。

本件の施行日は令和６年４月１日である。

また、本日、本議案とは別に、後程教職員人事課から「京都市教職員の給与に関する規則の改正」について説明があるが、その中に、企画推進主任へ主任手当を支給するための改正案が含まれている。

（委員からの主な意見）

【稲田教育長】　国にはない、本市独自の主任への手当を付けようとしている。現行の主任手当の額はどの程度か。

【事 務 局】　１日 200 円である。

（議決）

教育長が、「議第 46 号　京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 47 号　京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　小枝　学校指導課担当課長）

伏見工業高校定時制は、西京高校定時制とともに統合・再編し、令和３年４月に京都奏和高校として開校。京都奏和高校の開校に伴い両校は生徒募集を停止しており、令和６年３月１日に全生徒 21 名の卒業式が行われ、定時制を閉制することとなった。なお、最後の卒業式の後、閉制式典も執り行われた。これにより、伏見工業高校が廃校となるため、必要な規定整備を行う。

また、学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び高等学校学習指導要領の全部を改正する告示に伴い、規定を整備する。

施行期日は、令和６年４月１日を予定している。

（委員からの主な意見）

特になし。

（議決）

教育長が、「議第 47 号　京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 48 号　京都市教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
議第 49 号　京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議第 50 号　京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議第 51 号　京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議第 52 号　京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　辰巳　教職員人事課長）

議第 48 号から第 52 号について、改正の要点を説明する。

議第 48 号、京都市教職員の給与に関する規則の改正内容は大きく３点。１点目は先の 11 月市会で御審議いただいた給料表に伴う規定整備となる。２点目は他都市で発生した事案を受けての対応となるが、公務災害認定を受けることとなった職員は給与の満額支給を受けることになるが、それが本来の給与支給日から当然遅れているということで遅延損害金を求められる裁判を起こされ、主張が認められたというもの。支払の起点を明確にすることでこうした事案が起こらないようにするための規定整備である。３点目は先ほどの議第 46 号で御審議いただいた義務教育学校の企画推進主任に対していわゆる主任手当を支給できるようにするための規定整備である。

続いて議第 49 号、京都市教職員の勤務時間に関する規則の改正については、大きく２点。

１点目は伏見工業高校定時制の廃止に伴う勤務時間の規定内容を整理するもの。夜間の時間帯に授業を行う学校が京都奏和高校と洛友中学校の２校になるため、それに合わせた形で規定整備を行うもの。２点目はいわゆるインターバル勤務に関する規定である。国家公務員で令和６年度から導入されることに伴い、市長部局においても規定が設けられたため、学校事務職員に対しても対象とする規定を設けるもの。

続いて議第 50 号、京都市立学校管理用務員の給与に関する規則、及び議第 51 号、京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間に関する規則の改正については、先の 11 月市会で御審議いただいた会計年度任用職員に対する賞与について、期末手当に加え勤勉手当を支給できるようにするための規定整備である。

最後の議第 52 号、京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の改正については、改正内容が２点。１点目は北総合支援学校中央分校が開校することに伴い、職名及び補職名に関する規則の一部を改正するもの。２点目は学校図書館法の制定等により、現在は使用されていない補職名を削除するもの。かつては実習助手が図書館司書の職務を担うこともあったが、現在は学校図書館法の規定に基づき、各校に在籍する司書教諭または学校司書がその職務を担っている。

（委員からの主な意見）

【奥野委員】　北総合支援学校の中央分校には校長を置かないのか。

【事 務 局】　分校に校長を置かず北総合支援学校の校長が分校の校長も兼ねることになり、分校には教頭や副教頭が配置される形になる。

【稲田教育長】　今の東山総合支援学校も分校時代があり、中央分校と同じような運用であった。

【稲田教育長】　インターバル勤務について、教員は対象外か。

【事 務 局】　教員に関しては国の方で議論がされている中なので、その動向を注視しているところ。インターバルという名称であるが、勤務時間を削るわけではなく、年次休暇を取らせるという扱いとなっているため、この点も課題と考えている。教員は勤務時間の割振り変更という制度もあり、その辺の制度も含めた整理が必要である。

【稲田教育長】　間隔を開けることは強制されるものか。

【事 務 局】　努力義務である。数年前から議論されているが、民間での導入がなかなか進まず、国家公務員において令和６年度から導入されることになった。

【稲田教育長】　年休の取得数が増えることにもつながるかもしれない。

【事 務 局】　そういう側面もあるが、本来年休は職員が自発的に取得するものであり、強制的に取らせるような制度については、慎重に議論していく必要があると考える。

【奥野委員】　「インターバル」という名称が適切でない気がする。

【事 務 局】　御指摘のとおり、労働者の義務なのか、使用者の義務なのかわかりづらい。

【稲田教育長】　管理用務員の従事する業務内容の変更は何か制度の変更があるのか。

【事 務 局】　業務内容をより明確に規定しようとするものであり、取扱いの変更を伴うものではない。

（議決）

教育長が、「議第 48 号　京都市教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、「議第 49 号　京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 50 号　京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 51 号　京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 52 号　京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 53 号　京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　坂本　総合育成支援課長）

本市では、病弱の特別支援学校である桃陽総合支援学校において、市内の病院内に分教室を設置し、病気療養等により長期入院している児童生徒の教育を進めている。これらの分教室は、長期入院する児童生徒が恒常的に在籍し、病院の理解協力のもとで院内に教室等の場所を提供いただける場合に設置してきており、現在、市内５つの病院に設置している。

このたび、その１つである国立病院機構京都医療センターにおいて、当病院の方針として、近年、入院診療の対象を慢性疾患から急性期疾患中心に転換されており、長期入院する児童生徒が年々減り、直近４年間は対象者がいない状況となっていることから、当病院側からのお申出も踏まえ、分教室を廃止するものである。

なお、廃止後、当病院に長期入院するケースがあった場合には、他の分教室未設置の病院と同様に、基本週３回で１回あたり２時間の教科指導を行う訪問教育制度に則った対応を行うことになる。

廃止する国立病院機構京都医療センター分教室概要は、約 36 ㎡の教室兼職員室１室であり、昭和 47 年に開設いただいている。児童生徒在籍状況は、令和２年度から５年度にかけて０名である。

その他病院の分教室の概要としては、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院、京都第二赤十字病院、京都市立病院に設置している。そのうち、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院においては、厚生労働省から小児がん拠点病院として位置づけられており、他都市からの入院も多い。

施行期日は令和６年４月１日である。

（委員からの主な意見）

【松山委員】　分教室を設置している病院には、京都市内の子どもだけでなく、京都府下からも入院する場合もあるかと思うが、その場合も本市教員が教育を行っているのか。

【事 務 局】　桃陽総合支援学校に在籍する本市教員が対応し、学習保障を図っている。厚生労働省が指定する小児がん拠点病院は全国で１５病院あり、そのうちの２病院は桃陽総合支援学校分教室が設置されている京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院であるので、入院している他都市の子どもたちに

対しても教育を行っている。分教室での学習だけでなく、ＩＣＴ機器を活用して、病室と学校を繋ぎ、リアルタイムで他の児童生徒と共に学習する場合もある。

【笹岡委員】　教員は何名で対応しているのか。

【事 務 局】　教科指導などもあることから、桃陽総合支援学校本校から派遣する場合もあれば、１名が常駐する場合もある。また、治療の状況にもよるので、病院側と連携し、治療計画と学習計画を一体で考えたうえで、それに応じた教員体制としている。

【野口委員】　退院したものの自宅療養が必要な場合の子どもへの教育の対応はどのようにしているのか。

【事 務 局】　ＩＣＴ機器を活用して、本校や分教室または原籍校と自宅をテレビ会議システム等によって繋ぐことで、学習の実施を図っている。桃陽総合支援学校は、文科省の研究事業を受託し、ＩＣＴを活用した同時双方向型の配信授業を中心に効果的な遠隔教育の実践方法や関係機関との連携、またオンデマンド型の授業を実施に係る調査研究を行ってきた学校であり、そのノウハウを活かして対応している。

（議決）

教育長が、「議第 53 号　京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 54 号　京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　安村　総務課長）

本改正内容は大きく２つあり、１点目は勤勉手当の支給についてである。先ほどの教職員に対する勤勉手当の支給に関する議案と同様に、本議案は主に教育委員会事務局に勤務する会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定整備である。

２点目は、教育委員会事務局に勤務する会計年度任用職員のうち、事務補助に区分される会計年度任用職員Ｂの職務内容等の改正についてである。

まず、勤勉手当の支給について説明する。会計年度任用職員制度が令和２年４月１日から導入され、その際、「期末手当」は支給可能となったが、「勤勉手当」については、制度導入時、国の非常勤職員に支給が広まっていなかったこと等を踏まえ、不支給とされていた。その後、令和３年度の時点で国の対象となる全て非常勤職員にも「勤勉手当」が支給されたことにより、国の取扱いとの均衡の観点や同一労働・同一賃金の観点等から、会計年度任用職員についても、令和６年度から支給することが可能となり、これに関連する本市条例も「勤勉手当」を支給できることとする規定整備が行われたところである。

次に改正概要についであるが、規則上では支給要件を規定することとし、その要件は、市長部局の制度に準じて、1 週あたり 15.5 時間以上かつ、任期が６月以上あること。また、教育委員会事務局等に勤務する会計年度任用職員のうち職種区分が「会計年度任用職員Ａ（一般事務等）」に該当する職員が支給対象となる。

次に施行日は令和６年４月１日となる。第１の勤勉手当の支給についての説明は以上で

ある。
　次に会計年度任用職員Ｂ（事務補助）の改正について説明する。資料２ページ目を御覧いただきたい。この改正案も市長部局の制度改正に準じたものとなるが、令和７年度に向けて、現在、事務補助業務として任用されている会計年度任用職員 B の職務内容の変更とそれに伴う処遇改善についてである。現在の会計年度任用職員 B の職務内容については、定例的な事務作業や職員の仕事の一部を担う等、サポート的な役割であったが、これに加え、担当業務を持ってもらい、自身で業務を遂行してらえるよう、業務の幅を拡大することとし、これに伴い、処遇改善を図ることとする。
　本改正の施行日は令和７年４月１日となる。

（委員からの主な意見）
　特になし。

（議決）
　教育長が、「議第 54 号　京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 55 号　京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　安村　総務課長）
　本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴い、本市教育委員会規則「京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則」の一部文言を修正するもの。国の法律の文言が「別表第１」から「別表」に変更されることから、その文言を引用している規則も同様に改める。
　施行期日について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（委員からの主な意見）
　特になし。

（議決）
　教育長が、「議第 55 号　京都市教育委員会個人番号の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 56 号　京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

（事務局説明　安村　総務課長）
　本議案は、令和６年４月開校の京都市立北総合支援学校中央分校の業務の効率化を図るため、同校において使用する学校印及び学校長印を設ける必要があるため、規定整備するものである。

各校では、各種証明書等、学校印や学校長印を押印のうえ発行する文書が存在し、分校においても一定の文書量が見込まれるが、職員が公印押印のため、分校の所在地である下京区から、公印を保管している上京区の北総合支援学校まで公共交通機関を使用し往復 50 分の移動が伴う。これらの事務の業務効率化を図るため、公印規則第３条に規定している特定の用途に限り使用できる「専用公印」を分校専用として、学校印及び学校長印を新調し、分校内にて保管することとする。

また、公印の保管者となる学校長については、北総合支援学校長は本校と分校を兼務し、本校に常駐することとなるため、公印規則第５条第１項「保管者は、所属職員のうちから公印保管補助者を定め、その職務を補助させることができる。」との規定に基づき、分校に常駐する教頭を保管補助者として定めて管理させることとする。

施行日は、令和６年４月１日を予定。

（委員からの主な意見）

特になし。

（議決）

教育長が、「議第 56 号　京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

（４）その他

〇教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

３月 16 日　学校管理職等辞令式

３月７日　　本会議（代表質疑）

～３月８日

３月 13 日　予算特別委員会

３月 18 日　予算特別委員会

３月 19 日　文教はぐくみ委員会

〇事務局から、当面の日程について説明

（５）閉会

10 時 10 分、教育長が閉会を宣告。

署　名　　教育長